

重要文化財等の総合的な防災対策のあり方に関する検討会設置要綱

令和6年10月30日

文化庁次長決定

1. 趣旨

文化庁では、ノートルダム大聖堂や首里城における火災を契機として策定した「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日文部科学大臣決定）や、政府全体の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、重要文化財等の防災対策に取り組んできているところであるが、近年、梅雨前線による大雨や台風、地震など、頻発・激甚化する自然災害によって各地の重要文化財等が被災する事例が多発していることに鑑みると、より一層強力に、重要文化財等の防災対策を進めていく必要がある。

本年度、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」が計画期間の満了を迎えるとともに、政府全体でも「国土強靱化実施中期計画」の策定作業が開始されることから、上記の状況も踏まえ、来年度以降の重要文化財等の総合的な防災対策のあり方について検討すべく、「重要文化財等の総合的な防災対策のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- （1）世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画の総括
- （2）来年度以降の文化財に係る総合的な防災計画のあり方
- （3）（2）に盛り込むべき具体的な防災対策の内容
- （4）その他

3. 開催方法

- （1）検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- （2）検討会には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- （3）検討会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めるものとする。
- （4）検討会は、構成員間での率直かつ詳細な意見交換を図るため、非公開での開催とする。
- （5）検討会で使用した資料については、原則として文化庁ウェブページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する恐れがある場合その他検討会において必要と認める場合については、非公開とする。

- (6) 検討会については、原則として議事要旨を作成し、文化庁のウェブページに掲載し、公開する。

4. 設置期間

令和6年11月8日～令和7年12月31日

5. その他

検討会の庶務は、関係各課室の協力を得て、文化庁文化資源活用課において処理する。

(別 紙)

重要文化財等の総合的な防災対策のあり方に関する検討会

委員一覧

おく たけお
奥 健夫

武蔵野美術大学美学美術史研究室 教授

こしはら みきお
腰原 幹雄

東京大学生産技術研究所 教授

ごとう おさむ
後藤 治

工学院大学総合研究所 教授・理事長

せきざわ あい
関澤 愛

NP0 法人日本防火技術者協会 理事長

にしがた たつあき
西形 達明

関西大学名誉教授・協同組合関西地盤環境研究
センター 顧問